

○国土交通省告示第千四百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十八日

国土交通大臣 羽田 雄一郎

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道218号改築工事（北方延岡道路・宮崎県延岡市北方町蔵田字小原地内から同市北方町南久保山字石畳地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮崎県延岡市北方町蔵田字小原、字渡守、字中畑、字長谷、字舅坂、字坂ノ下、字小田、字仁田平、字駄渡、字地山及び字広篠、北方町北久保山字楠ノ木谷、字中尾及び字滝ノ上並びに北方町南久保山字炭釜ケ内、字広篠、字坂ノ下、字十郎ケ尾、字小堀町、字井ノ本、字北水流及び字石畳地内
- 2 使用の部分 宮崎県延岡市北方町蔵田字渡守、字中畑、字矢ノ原、字長谷、字舅坂、字坂ノ下、字小田、字仁田平、字駄渡、字地山及び字広篠、北方町北久保山字楠ノ木谷、字中尾及び字滝ノ上並びに北方町南久保山字炭釜ケ内、字坂ノ下、字十郎ケ尾、字小堀町、字井ノ本、字北水流及び字石畳地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県延岡市北方町蔵田字小原地内から同市北方町南久保山字石畳地内までの延長4.3kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道218号改築工事（北方延岡道路）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、

起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道218号（以下「本路線」という。）は、熊本市を起点とし、熊本県上益城郡山都町、宮崎県西臼杵郡高千穂町等を経て延岡市に至る延長約146kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する宮崎県延岡市、西臼杵郡日之影町、同郡高千穂町、同郡五ヶ瀬町（以下「本地域」という。）は、農林業が盛んな地域であり、たまねぎ等の栽培、木材の生産が行われ、これらは主に陸上輸送により県内外へ出荷されている。また、本地域には祖母傾国定公園等の観光資源があり、多くの観光客が訪れている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が多数存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、既に供用済みである一般国道218号（北方延岡道路）の他の区間等と接続し高速自動車国道東九州自動車道と連絡することから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与するとともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年12月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ、オオキトンボ、ツマグロキチョウ等の生息が確認されている。オオタカ及びクマタカについては、営巣は確認されておらず、主な生息域は計画路線から離れていることなどから、ブ

ツポウソウについては、営巣は確認されておらず、生息可能な環境は周辺に広く残存することなどから、それぞれ影響は小さいとされている。オオキトンボ及びツマグロキチョウについては、生息域は直接改変されないことなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているオオウバタケニンジン、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキエビネ等が確認されているが、生育地は計画路線から離れており、直接改変されないことなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、このうち8箇所については既に発掘調査等が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る1箇所についても宮崎県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき、2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成6年10月6日に都市計画決定され、平成18年2月13日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良区間が多数存在するほか、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、延岡市長を会長とする九州中央自動車道建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県延岡市北方町総合支所